

2014年11月30日第3回勉強会として、筑波大学附属視覚特別支援学校教諭宇野和博先生による基調講演がありました。そのお話をまとめました。

## 1 著作権法をめぐる動き

国連障害者権利条約を批准するにあたりその障害の状態に応じて環境を整え誰もが暮らしやすい社会のしくみを作るという理念のもと、視覚障害者・学習障害者の読む権利を保障するための著作権法が2009年に改正された。著作権者の許諾なしで拡大本を作れるよう教科書に関しては既に33条2項があるが、それ以外に関して37条3項が改正された。しかし拡大本を作れる者を「福祉に関する事業を行う者で政令で定める者」と限定していること、それ以外の者は申請が必要で手続きが複雑なことがボランティア活動のさまたげとなっている。

## 2 国際条約や国内法

- ① 国連障害者権利条約批准に伴う国内法の整備の必要性から2016年より障害者差別解消法が施行される。ここでいう差別解消とは障害を理由に不利益な待遇をしない、障害者に対して合理的配慮を提供する義務が生じるということである。[注-合理的配慮:典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段(筆談・読み上げなど)で対応することなどが挙げられる]
- ② 視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約の批准に向け著作権法の改正が検討されている。現行の37条3項では受益者になっていないが、ページがめくれないなどの身体的障害者を加えること、地域ボランティアも図書館と同じように著作権者の許諾を得なくても拡大写本や音訳に取り組めるようにすること、ワンソースマルチユースの考え方から広く電子データ活用のネットワークを作ることなど、どんな読書環境が望まれているのかまとめている。現在サピエ図書館には拡大図書の数が非常に少ないが、今後は画面上でレイアウトを変えて読めるテキストファイルが有効と思われる。

### 3 これまでの取り組みと今後の課題

2002年に拡大教科書に関する著作権法が改正され、2004年には小中学校での拡大教科書無償給与が開始されボランティアへの依頼が激増した。2008年教科書バリアフリー法が成立し、2011、2012年の小中学校教科書改訂時にはほぼすべての教科書出版会社から標準拡大教科書が発行されるようになった。しかし高校段階の拡大教科書は盲学校でさえ拡大教科書が十分に発行されていないこと、高等学校の場合は無償給与や価格差補償もなく制度面で取り残されていること、参考書・問題集などの教材や一般図書の拡大がなされていないこと、障害者が自立して社会参加するために様々な試験を受けるが試験問題の拡大も充分でないことなどまだまだ課題が多い。

又、電子媒体の可能性を広げ選択肢を増やすことも今後必要になってくると思われる。